

「森の力再生事業」の検証・評価結果及び提言に係る委員長コメント

- 本年度の森の力再生事業評価委員会では、令和元年度及び令和3年度等の事業箇所に加え、新聞・テレビ等でも報道された「静岡市内の所有者の意に反した伐採」に関する検証・評価を行いました。
- 報道された事案は、結果として森の力再生事業の交付決定が取り消され、補助金は支出されなかったものの、評価委員会として現地調査を行うなど、実態の把握に努め、執行状況の検証を行ってきました。
- 県は、今回の委員会の中で、この事案について、「整備者と権利者の合意状況について、きめ細かく確認すべきであった。実質的な管理者のみで事業を進めてよいとした当時の県の判断は、丁寧さを欠いたものであった」と総括し、再発防止策として、権利者と整備者との合意状況の確認や登記事項証明書による権利者の特定等、運用の徹底を進めています。
- 森の力再生事業は、県民の皆さまに森林（もり）づくり県民税をご負担いただき、これを財源に実施している事業であり、荒廃森林の再生のため、この適正な執行に向けた検証・評価及び提言を行う、評価委員会の役割は大変重要です。
- また、評価委員会には、県民の方からも「森の力再生事業の理念をよく確認したうえで、今後も事業が公平・公正に運用されているかを厳しく精査していくように」との要望が寄せられました。
- こうした経緯を踏まえ、評価委員会では、森の力再生事業の適正執行に向け、事業の実施段階から検証に関わっていくよう議論を進めております。また、二度とこのような事案が発生しないよう、来年度の事業実施に向けた提言に、「事業の適正な運用を図るため、事業の趣旨と手続きへの権利者や整備者の理解を深め、再発防止策を徹底すること」を盛り込んだところであります。
- 県は、今回の提言を真摯に受け止め、再発防止策の徹底を図ってください。